

教育民生建設委員会 行政視察調査報告書

期 日	令和4年7月19日(火)～21日(木)
出張者氏名	(委員長) 竹村知子 (副委員長) 小原晃一 (委員) 池上善文 小原茂幸 池田幸代 氣賀澤葉子 (事務局) 新井美香
主たる視察地	目 的
1. 秋田県仙北市	角館重要伝統的建造物群保存地区の保存と活用について
2. 秋田県山本郡藤里町	地域福祉の藤里方式について (藤里町社会福祉協議会)
3. 秋田県秋田市	自殺対策の取り組みについて (NPO法人蜘蛛の糸)

1. 秋田県仙北市 (平成17年9月に、旧田沢湖町・旧角館町、旧西木村が合併)

【市の概要】(令和4年6月1日現在)

- ・人口 23,586人 10,465世帯
- ・面積 1,093.56km² 密度21.6人/km²
- ・令和4年度 市税収入 25億7,000万円
- ・ 〃 地方交付税 85億8,000万円
- ・ 〃 当初予算総額 204億1,900万円
(自主財源 32.9% 依存財源 67.1%)
- ・ 〃 ふるさと納税 12億 100万円
- ・議員定数 16人(女性 1人)

駒ヶ根市 (同年6月1日現在)

- (人口 31,872人 13,314世帯)
- (面積165.86km²密度192人/km²)
- (市税収入 45億6,000万円)
- (地方交付税 38億2,000万円)
- (予算総額 148億5,500万円)
<自主財源49.3% 依存財源50.7%>
- (ふるさと納税 4億円)
- ((議員定数 15人 (女性4人))

【市の特徴】

- ・平成17年9月に旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村が合併して、仙北市となる。面積の内、約85%が森林。基幹産業は、農林業、商業、工業、観光で、農産物では、水稻3,000ha、そば470ha、大豆167ha、小麦16haほかで57.6億円(当市では、水稻699ha、そば74ha、大豆7ha、小麦14haほかで27.9億円)。
- ・観光客の推移では、令和元年503万人、令和2年218万人、令和3年232万人。
- ・角館のお祭り、田沢湖・龍神まつりをはじめ、市をあげての祭りやイベントが2月から11月まで、計8回開催。
- ・角館伝統的建造物群保存地区、玉川温泉の北投石をはじめ、国指定13件、県指定26件、市指定195件の指定文化財がある。
- ・名産・特産品は、樺細工(桜の皮細工)、イタヤ細工(イタヤカエデの若木を裂いて帯状に加工して、びく・箕・かご・バックなどを編んだ細工)、白岩焼陶器、いぶりがっこ、あきたこまち、味噌たんぼ、田沢ながいも、など。

#視察対応者 熊谷副議長様挨拶

観光文化スポーツ部 文化財保護室 室長 山形幸子様 同室長補佐 畠山豊加寿様
議会事務局 朝水勝巳様 同参事 高橋由紀様

(1) 【角館重要伝統的建造物群保存地区の保存と活用について】

1) 角館町の歴史

- ・天正18年(1590)、戸沢氏(4万4千石)が角館城を標高168m古城山の山頂に築城し城主になり、城の北側に城下町が形成されたのが始まり。
- ・慶長8年(1603)、戸沢氏に代わり芦名氏が入部し統治したが、町が狭い上、桧木内川の氾濫や火災等に悩まされ、元和6年(1620)、城の反対の南側に城下町を築いた。その後、明暦2年(1656)に久保田城主の一族の佐竹北家(南家・西家あり)の佐竹義隣(よしちか)が所領として引き継ぎ、明治の廃藩まで続いた。
- ・佐竹義隣は、秋田藩主佐竹義宣の甥で、京都の高倉大納言(衣紋道・えもんどう=装束の着付け方法のこと。家元)の子、2代目義明(よしはる)の妻も京都の三条西家(歌道と香道の家元)の出身。京都文化の影響が強く小倉山、花場山、鴨川等の地名が残る。

2) 保存地区となった経緯

- ・元和6年(1620)当時、城下町は古城山城主の館より南に720mの地点に「火除け」と呼ばれる土塁を築き、これより南側を町人の住む「外町(とまち)」、北側を武士の住む「内町(うちまち)」として区割りした。
- ・内町は、屋敷地も広く、庭には桜、松、柏、樅などの樹木を多く植栽し、武家の威厳と格式を醸し出している。幅11mの中央道路は、見通しがきかぬように交差部分をずらした「枅型(ますがた)」構造で、敵の侵入を防ぐ役割をする城下町特有のもの。
- ・内町にある武家屋敷=「石黒家」「青柳家」「岩橋家」「河原田家」「小田野家」「松本家」が昭和48年から50年にかけて市指定・県指定史跡に指定された。
- ・角館の城下町は、400年前とほとんど変わらずに保存され、武家屋敷地域の特性をよく残しているため、武士の居住区である内町の中央道路720mの両側概ね40m幅の土地、面積にして約6.9haが、昭和51年9月4日に「仙北市角館伝統的建造物群保存地区」全国7箇所の一つとして国の選定を受けた。南木曾町妻籠宿も同時期に選定。

3) 伝統的建造物群保存地区の保存と活用について

- ・保存地区内には、50戸の対象建造物があり、昭和52年から現在まで、町並みの修景(主屋・板塀・門などを元の状態に戻す工事)、修理、防災工事を約200事業で実施。
- ・角館町内にある約400本のシダレザクラの内、153本が「古くから受け継がれたシダレザクラの群として他に類を見ないもの」であり、昭和49年10月9日に国指定天然記念物に指定された。現在は、162本を記念物に指定。室長補佐の畠山氏(13年間担当)が中心に、土手の草刈りや管理、サクラの消毒、せん定などを実施。
- ・文化財や桜を保存し公開・活用することが前提。町内の小・中・高校生全員が「角館の桜の案内人」状態。小学生が保存屋敷で、茶の湯体験。歴史案内人の冬語り事業の実施。
- ・保存地区の自主管理を住民に求め防災意識の向上により「北部地区自主防災会」を設立。
- ・土地建物を市で買い取る財源としてH20年に「角館伝統的建造物群保存基金」を設立。

4) 考 察

- ①黒板塀に囲まれ400年前の江戸時代の武家屋敷の特徴をよく残す角館保存地区は、全国有数の伝統的建造物群保存地区であり、桜の名所と合わせ年間観光客数は230万人に上り、経済効果は高い。
- ②昭和51年に国からの保存地区の選定を受けてから46年が経過する中で、当初の行政主導から民間が落ち葉清掃や保存地区の自主管理などを、また行政が樹木の消毒・伐採、板塀の補修など仕事を分担して、歴史ある景観を維持・存続してゆく協力体制ができつつある。
- ③議員提案により「保存地区の歴史的価値と全国に例を見ない独自の景観を保存し後世に伝えることと、そこに暮らす人々が安全で安心な暮らしやすい生活環境を確保すること」を目的として、2007年10月1日に、武家屋敷通りは路上禁煙、ゴミのポイ捨て禁止を謳う『仙北市角館伝統的建造物群保存地区路上喫煙の禁止等に関する条例』が施行された。
- ④スピード感を持って文化財保護行政を行う為に、平成6年（1994）に教育委員会生涯学習課から市長部局の観光文化スポーツ部 文化財保護室へ移管して、業務を推進。
- ⑤官民が力を合わせた城下町としての文化の継承と武家屋敷の景観保存・維持に努める姿勢や努力は、市民の誇りであり、魅力的である。
- ⑥角館の郷土愛は、毎年9月7～9日に行われる『角館のお祭り』（＝角館祭りのやま行事として、重要無形民俗文化財に指定され、曳山ぶつけが勇壮で「神の降臨を願い、日々の生活が、安泰に過ごせるための庶民の素朴な祈りをこめた行事」）に、参加することで育まれているとのこと。正月やお盆に帰省しなくとも、この3日間は何としても帰省するという市あげての盛大な祭りの存在に人々の大らかさと人情を痛感した。

2. 秋田県山本郡藤里町社会福祉協議会

【町の概要】（令和4年6月30日現在）

- ・秋田県の北部に位置し青森県との県境一帯は標高1千mを越える山並みの白神山地である。北部一帯は、国有林で、面積は182.7km²、全体の約65%を占める。
- ・人口 2,947人 1,323世帯 （2020年高齢化率 48.8%）
- ・面積 282.13km² 人口密度 10.4人/km²
- ・令和4年度一般会計予算 総額 40億4,000万円
（町税収入：2億200万円 民生費：6億600万円 自主財源：16% 依存財源：84%）
- ・令和3年度ふるさと納税 266件 1,319万円 令和2年度 75件 242万円
- ・令和4年度社会福祉協議会 収入予算額 約3億3,200万円
（令和3年度駒ヶ根市社協 収入決算額 約4億4,300万円）
- ・議員定数 10人（女性 0人）

#視察対応者 藤里町社会福祉協議会 会長 菊池まゆみ様 同事務局長代理 門田 真様
町民課 課長 佐々木英樹様

(1) 地域福祉の藤里方式について

- 1) 藤里方式に至る経緯 （日本地域福祉研究所 大橋理事長弁「元気な社協には魔女がいる」）
 - ・実践の原点は、「一人の不幸も見逃さない運動」として秋田県のすべての市町村社協が

- 1980年（昭和55年）から取り組み始めた『小地域ネットワーク活動事業』である。
- ・『ネットワーク活動事業』とは、①一人の不幸も見逃さないために地域の要援護者（例えば一人暮らしの高齢者）全ての福祉カルテを整備すること②すべての要援護者について、支援する保健師・ヘルパー等の専門職とともに民生委員を中心とした近隣協力員の支援体制をつくること③住民主体の支え合い活動から地域の福祉ニーズを把握し、地域の福祉課題を見つけ出し、政策提言・サービス提供に結び付けること、の事業。
 - ・一担当職員の業務ではなく**社協が組織をあげて行う事業**と位置づけ、在宅する要援護者の協力支援体制（ボランティア⇄近隣住民⇄民生委員等が相互にリンクするサポート体制）と社協・町職員が加わる小ネット連絡会が連携して問題の把握、ケース処遇の検討、サービス・施策の学習を行い活動展開・検討を重ねた。「さらなる問題の発見・活動・政策提言」を町の「ネットワーク活動推進協議会」に行い、公私の活動・サービス提供を循環する体制。小ネット連絡会と町のネットワーク活動推進協議会の間を取り持つのが地区社協であり「地区関係者推進会議」で問題把握・対象者の選定・活動の検討を行うネットワーク活動を構想。
 - ・在宅福祉相談員の業務として社協職員が要援護者名簿を更新し福祉カルテを作る作業に着手しては挫折する現実に直面。『地域福祉における弱者支援の限界の問題』と認識。
 - ・福祉職は「自立支援」や「自己実現の支援」の考え方ではなく、**地域の方々のために『共生保障』の考えにより福祉制度改革に沿った事業を展開することが職務である。**
 - ・**「一人暮らしの高齢者は不幸な人なのか？」高齢者が1人で暮らすことの不便や必要とする支援に焦点を当てず、その人自身を支援が必要な人と判断したこと。身体の障害に伴う不便を支援するのではなく、身体障害者という障害を負った不幸な人を支援する思いが強いこと。福祉制度は対象を定めただけであり対象者は弱者という誤認識が存在。**
 - ・**2000年に介護保険制度が始まり、与えてもらう福祉から「権利として利用する福祉」へと変化し「ネットワーク活動事業」から「地域福祉トータルケア推進事業」へと転換。**
 - ・平成20年8月、日本地域福祉研究所と共催し「第14回地域福祉実践研究セミナー（全国大会）」を藤里町で開催。全国から150名参加、町内ボランティア300名参加。

2) 藤里方式の提案に向けて

- ・平成16年に民間である社協独自の「地域ネットワーク活動事業」から介護保険法の範囲内であるが、法的根拠を持つ「地域包括支援事業」を社協の中心事業に置くと苦渋の選択。
- ・秋田県社会福祉協議会が、県内全ての市町村社協が取り組む「地域福祉トータルケア推進事業」構想を示した。この事業に先駆けるモデル地区社協に藤里町社協は応募し、以下の重点項目を貫いた。

- 重点項目①**総合相談・生活支援システムの構築（⇒地域包括支援センター・地域活動支援センター・社協CSW＝コミュニティソーシャルワーカー機能の一本化
＝地域の声を聞き逃さず地域に生かすシステム「報告・連絡・相談用紙の活用」
- ②**福祉を支える人づくり
＝社協職員として**地域の福祉ニーズに敏感になり、常にアンテナを張る人**へ
- ③**介護予防のための健康づくり・生きがいづくり
＝今日の参加者が明日は指導者になり特技を紹介・指導する居場所づくりとし

での「元気な源さんクラブ事業（出前もあり）」の展開

④福祉による地域の活性化

＝ふれあいマップ（藤琴商店街には高齢者が気持ちよく主役になれるサロンがすでにあり集大成して）の作成

に加え『福祉でまちづくり』を合い言葉に

⑤次世代の担い手づくり（最大目的の）⇒若者支援⇒引きこもり者及び長期不労者及び在宅障がい者等支援事業の名の基に事業を受託して「藤里社協方式」

・藤里方式は、後に受託した地域包括支援センター機能や、さらに受託した障害者自立支援法の地域活動支援センター機能を最大限に生かし、社協が受託することで横のつながりを可能にして民間である社協の柔軟な対応というメリットを加える構想である。

*社協は、民間でありながら行政から補助金をいただき町民から会費をいただいている組織として、地域に足りない・地域が必要とする事業に取り組まなければならない。

3) 藤里方式のまちづくり

・平成22年度に「引きこもりはいない」と言い切る高齢者と、「自分もひきこもりだった」と言い出す若者がいて、ひきこもり等の実態調査を行い人口3、214人の町で、113人の若者がいて「情報提供のための家庭訪問」（社協職員は情報提供のみに徹した）を了承した。その後、5年間で113人のうち86人が就労して自立している。

・平成22年に社協は、福祉の拠点「こみっと」＝ひきこもり・不労・障害等の方々为社会復帰のための活動やそれを支え合う方々と共に集い交流する場を開設。翌年には宿泊棟「くまげら」館を開設。2012年に「こみっと」の取組みを『ひきこもり町おこしに発つ』と題して発刊。「こみっと」開設に関わった様々な人の思い・「こみっと」登録生と呼ばれるひきこもり等の人達の思い・訳が分からずに関わった人達の思い・職員の思い、菊池さんの思いを未消化のまま、風化しないうちに綴った。この本の刊行により関係者全員に一つの揺るぎない基軸が出来た。

・平成27年度から、社協・まちが福祉の立場から地方創生を考え「弱者でも地方創生の担い手になれる町民全てが生涯現役の町づくり」に着手。

4) 藤里方式としての具体的な取り組み（小さな町の中に社協だから福祉だから出来る共助があった）

・福祉拠点「こみっと」（2階建施設）では

①週1回のレクリエーション活動

②共同事務所でパソコン等操作訓練

③お食事処「こみっと」（一階部分）でのこみっとうどん・手打ちソバ・季節のランチセット・キッシュ・コーヒー・ソフトクリームなどの調理・注文・配膳等の就労訓練

④白神まいたけキッシュの製造（くまげら館）・販売（初年度売り上げ450万円 次年度900万円）

⑤「こみっと」バンク（シルバーバンクと同じ仕組み）として地域で有償ボランティアの支援事業<年間200万円規模の事業から1,000万円超える事業規模>の実施

・「こみっと」共同事務所登録団体との協働事業＝世話になっているボランティアさんに昼食づくり、歌や踊りを披露する「1人暮らし高齢者交流会事業」等＝発想の転換！！

- ⑤地域包括支援センター、社協のコミュニティソーシャルワーカー、社協の相談体制・機能が一体化していて、現場の声・ニーズを政策決定の場に生かせる仕組み作りが見事である。
- ⑥藤里方式等の先進事例を参考にし取り組む等、前向きに検討していく必要を感じた。

3. 秋田県秋田市 NPO法人 蜘蛛の糸

【市の概要】（令和4年6月1日現在）

- ・人口 303,821人 138,641世帯
- ・面積 906.07km² 人口密度 335.3人/km²
- ・令和4年度一般会計予算額 1,387億7,000万円（全年度対比 0.7%増）
- ・市税 443億5,400万円 地方交付税 211億5,500万円 市債 103億5,000万円
- ・自主財源44% 依存財源56%・義務的経費 52.2% 投資的経費 7.6% その他 40.3%

- ・秋田県のほぼ中央に位置し、東に霊峰太平山を擁する出羽山地、西には夕日の美しい日本海が広がる緑豊かな公園都市。あふれる自然を生かしながら市民が生き生きと伸びやかに暮らせる人に優しいまちづくりを進めている。
- ・令和元年度「全国学力・学習状況調査」では、小学校：国語全国1位、算数全国2位、中学校：国語全国1位、数学全国2位の学力を誇る。
- ・人口1,000人当たりの「刑法犯認知件数」と「検挙率」は、それぞれ2.44件（全国47位）、と78.4%（全国1位）であり、全国一、刑法犯が少なく安全・安心な街。

【市の歴史】

- ・秋田市の街の歴史は、慶長7年（1602）に始まり、関ヶ原の戦いの後、佐竹義宣が秋田に国替えとなった年である。義宣は、当初、秋田氏の居城だった土崎の湊城に入城したが手狭なため、慶長9年、神明山に新らたな城を建設し城下町の整備を進め、久保田と呼ばれ現在の秋田市の元となった。

#視察対応者 あきた自殺対策センター 蜘蛛の糸 理事長 佐藤 久男様
 ” ” 事務局長 木場 忠義様

(1) 自殺対策の取り組みについて

1) 理事長プロフィールとNPO法人の歩み

- ・1943年（昭和18年）秋田県森吉町生まれ。県立大館鳳鳴高校卒業。秋田県職員となり福祉関係の仕事に従事。
- ・1969年（26歳）、会社経営の夢を持ち県職員を退職。不動産鑑定事務所専務で事業。
- ・1977年（昭和52年、34歳）、(株)不動産情報センターを設立。
- ・1979年（36歳）福祉と介護の専門店(株)かんきょう設立。その後、(株)不動産鑑定センター、(株)設計企画1級建築事務所を設立し経営にあたる。
- *1998年、自殺者が急増、年間3万人を越える。全国で秋田県が450人で最多の状況。
- ・2000年（57歳）10月、(株)不動産情報センター（年商11.5億、社員19名）倒産。(株)かんきょう（年商3.5億、社員18名）の経営権、会社資産、個人資産の全てを失う。
- ・2002年（59歳）6月、知人の経営者が自殺したのを契機に中小企業者とその家族を支援する「NPO法人蜘蛛の糸」を設立し、倒産に伴う中小企業経営者とその家族の自殺予防

活動を始める。

- ・ 2006年、「秋田・こころのネットワーク」設立。自殺対策基本法成立。
 - ・ 2007年、自殺総合対策大綱の成立。
 - ・ 2008年12月、参議院経済産業委員会に参考人として出席。
 - ・ 2010年9月、秋田県医師会「保健功労章」を受賞。
 - ・ 2011年から東日本大震災における被災地岩手県釜石市での相談、被災者支援「生きる希望と勇気」のプロジェクトを立ち上げ、1,600名余の避難者への心のケアと物資支援中。同年、「NHK東北ふるさと賞」受賞。
 - ・ 2012年（69歳）5月、内閣府「自殺総合対策大綱改定」会議出席。
 - ・ 2022年（88歳）7月、国家試験「公認心理士」資格を東北福祉大学生として挑戦中。
- * 著書「死んではいけない」「自殺予防の灯台論」「自殺防止の現場力」など。

2) 自殺者を取り巻く環境

- ・ 自殺が増加した三つの危機（クライシス）とは、①1998年問題＝金融破綻・貸し渋り・自殺基本法の未成立 ②リーマンショック（2008年）＝失業解雇による若者自殺の増加・年越し派遣村の出現・まだ自殺基本法が機能せず ③コロナ問題（2020年～）＝生活破綻と経済収縮・3密厳守による移動制限・自殺対策に対する組織、知見、経験とデータが整備。
- ・ 1998年には前年度より約8,500人自殺者が増え、32,863人となり経済問題が第1の要因で対策の中心にすえた。第2は、勤務問題、第3は、家庭問題が要因。
- ・ 2006年の自殺対策基本法制定時は、29,921名から2020年には、20,243名と32.6%減少。
- ・ 秋田県の自殺者の推移 NPO法人蜘蛛の糸設立時、494名（ワースト1位）、2018年199名（ワースト4位）、2020年171名（ワースト10位）。
- ・ 自殺者は、日本海側に多く、自然環境や産業構造とリンクしている。
- ・ 自殺を考えている人の心理—1＝絶望感、孤立感、焦燥感、無価値感、苦痛感など多様。
- ・ “ ” —2＝解離：今ある現実と考えや気持ちに断絶が起きている状態
両価性：「生きたい」「死ぬしかない」気持ちが揺れ動く
自殺念慮：「死にたい」「消えたい」等自殺しか解決がない
- ・ 自殺に追い込まれるまでの期間は、女性8.1年、男性3.8年で、3～8年内に防止必要。

3) NPO法人 蜘蛛の糸の概要と取り組み

- ・ 活動の理念「自殺対策は、地域住民の命を守る人間総合対策ある。」
「自殺問題は、社会問題である。自殺は多様かつ複合的な原因及び背景による。」
- ・ 相談者の話を、全面的に聴くことが最も重要で、自分話はしない。とにかく**傾聴に徹する**。
- ・ 「傾聴の心がまえ」①「下から目線」で支える。②相談者が「ほっと」するまで聴き続ける。
③明るい雰囲気をつくる。（生花を置く等）④生きる希望と勇気を与える。
⑤自分の体調を良好にして相談に応じる。
- ・ ビジョン＝格差社会であろうが、所得が低くかろうが、仕事がなかろうが、死ぬほど悩もうが、秋田県人は自殺しない社会風土づくりに努める。
- ・ 活動目標 ①秋田県における中小企業経営者とその家族の自殺者数を「ゼロ」にする
②県内の自殺者数をピーク時の約60%減少させて「200名」以下にする

- ③相談に来られた人を1人も自殺に追い込まない「良質」の相談機関になる
- ④「秋田モデル」を国内及び世界に発信して他県と世界の自殺対策に貢献する
- ・「秋田モデル」とは、①全県規模のモデルである。②民間団体・行政・大学等の「民・学・官」の連携が進んでいる。③民間団体「秋田・こころのネットワーク」の地域活動の展開（2006年）。④秋田ふきのとう県民運動実行委員会の設立（2010年）。⑤秋田魁新報社主催の「いのちの巡回県民講座」など。の総合対策を指す。
- ・蜘蛛の糸とは「常設」「面談」「無料」による問題解決型のNPO法人で、要予約、月～金曜10:00～17:00（延長あり）の相談活動を実施。
- ・2002年にNPOを立ち上げ、弁護士・司法書士・臨床心理士等のスタッフ30人で、今まで約8,000人相談に対応してきた。
- ・啓発活動として、シンポジウム・勉強会の開催・講演活動・自殺対策に対する提案等を行う。
- ・秋田県・各市町村・大学・マスコミとの連携、民間団体「秋田・こころのネットワーク」・県民運動と連携してネットワーク活動を行う。
- ・被災者支援活動として、被災直後から東日本大震災における被災地での相談活動と県内における避難者の相談と物資支援を実践。
- ・日本と同様にシステムとして自殺対策を推進する韓国忠清南道との国際交流をしている。
- ・2009年から「自殺に追い込まれる人は、複数の原因を抱えているという考えから、1人の命を複数の専門家と自殺予防民間団体で受け止める相談体制『いのちの総合相談会』を実施している。
- ・『いのちの総合相談』の特徴 ①弁護士、臨床心理士、司法書士、産業アドバイザーなどの専門家と自殺予防民間団体が連携している。②1人当たりの相談時間が90分と長い。③「いのちの総合相談会」の中で問題を解決して、「たらい回し」をしない。④専門機関、就労支援、生活保護、保健所等へアウトリーチを行う。⑤何回でも相談に応じる。
- ・NPO法人 蜘蛛の糸は、理解者の年会費：企業5千円、個人：3千円と寄付金で運営。

4) 考 察

- ①「NPO法人 蜘蛛の糸」の理念＝自殺対策は、人間総合対策である。そして、地域住民のいのちを守る活動である。活動目標は、県の自殺者数を200人以下にする。秋田県における中小企業経営者の自殺者を「ゼロ」にする。20年間で、200人以下に目標達成。
- ②相談者は、生きたいと思う気持ちと死ぬしかないという気持ちが交錯しているのが現実。「死なせない対応」として、「傾聴に徹する」こと。上から目線ではなく、「下からの目線」で支える。ただ、聴くことを繰り返し、相手の課題や問題を引き出し相談にのる。
- ③「死にたい」と思ってから死に至るまでに、女性が平均8.1年、男性が3.8年というデータがある。切羽詰まった事例では、『明日また来て。2日後、3日後また来て。』と約束して、「死」の日を乗り越え就職を紹介してと言われたケースがあるとのこと。
- ④月曜から金曜日まで、午前10時から午後5時まで、常設にて面談（マンツーマン）で無料で相談活動を行っている。佐藤理事長は、東北福祉大にて公認心理師に挑戦中。
- ⑤「いのちの総合相談会」として、一人のいのちを弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等複数の専門家と自殺予防民間団体が連携して受け止めるワンストップでの

相談を毎月、火～土曜日（5日間）秋田市で行っている。

- ⑥啓発活動では、シンポジウム・勉強会の開催・講演活動・自殺対策に対する提案を行う。
ネットワーク活動では、秋田県・秋田大学・蜘蛛の糸の官・民・学の連携、民間団体「秋田・こころのネットワーク」設立（9団体、初代会長）、県民運動との連携を実践している。